公 示 日:2025年10月29日(水)

調達管理番号: 25a00608

国 名:ヨルダン

担 当 部 署:社会基盤部都市・地域開発グループ第三チーム

調 達 件 名:ヨルダン国 ASEZ スマートシティ能力強化プロジェクト詳細計画策

定調査(ICT・データ利活用)

適用される契約約款:「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : ICT・データ利活用

(2)格付:3号

(3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間: 2025年12月上旬から2026年2月中旬

(2) 業務人月:1.43

(3)業務日数:準備業務 現地業務 整理業務

5日 28日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E

4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5 %8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◆ 評価結果の通知: 2025 年 11 月 21 日(金)までに個別通知
 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

1	業務実施の基本方針	16 点
2	業務実施上のバックアップ体制	4 点
(2)	業務従事者の経験能力等:	
1	類似業務の経験	40 点
2	対象国・地域での業務経験	8 点
3	語学力	16 点
4	その他学位、資格等	16 点
		(計 100 点)

	官公庁や民間企業等におけるシステ	
類似業務経験の分野	ム設計・構築・運用、データ基盤連	
	携やデータ収集・分析等に関する各	
	種調査及び業務	
対象国及び類似地域	ヨルダン及び全途上国	
語学の種類	英語	

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:特になし
- (2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

本案件は、ヨルダンのアカバ経済特別区(ASEZ)において、都市課題をスマート技術によって解決するスマートシティアプローチが、そのマスタープラン策定、実施体制、実施プロセスの確立によって実装され、もって ASEZ における公共サービスの質が向上し、アカバ市民の生活の質ならびに観光滞在の満足度が高まることで、都市としての魅力強化に寄与するものである。

ヨルダン政府は、ICTを成長セクターとして位置付けており、2019年にはデジタル経済・起業省を新たに立ち上げ、デジタルインフラの改善、電子政府の推進、都市計画と公共サービスの改革の促進など、デジタル経済の実現に向けた政策を推進している。2022年には経済近代化ビジョン(Economic Modernization Vision)を発表し、経済成長の戦略的目標として「スマートヨルダン」が強調されている。その中では、ヨルダンのアカバが国際的な観光地となることでヨルダン経済全体の発展のドライビングフォースとなることが強調されている。

ョルダンの首都アンマンの約 350 km南に位置するアカバは、当国唯一の海岸線を有し、当国および周辺地域の貿易と物流のゲートウェイとして機能に加えて、国の経済をけん引する重工業の拠点であり、またペトラ遺跡、ワディラムと黄金の三角地帯(Golden Triangle)として当国の観光開発の一翼を担っている。アカバの人口は約 20 万人ながら、戦略的に重要な場所に位置する特徴的な都市であり、国の安定的な成長と地域の安定のために非常に重要な役割を担っている都市である。

ョルダン政府は 2000 年にアカバ経済特区法を制定し、同法に基づき 2001 年に設立されたアカバ経済特区庁(ASEZA)は、2004 年に設立され公有資産の保有と開発実施機関の役割を担うアカバ開発公社(ADC)と連携してアカバ経済特区(ASEZ)の計画策定及び開発を実施している。

JICA が支援した開発計画調査型技術協力プロジェクト「ASEZ 都市開発マスタープラン更新プロジェクト」(2022 年~2024 年)では、ASEZ を含むアカバ県の人口が 2040 年までに人口 55 万人程度となるシナリオを描き、「Authenticity and Promising Opportunities」の開発ビジョンを掲げた 2040 年までの都市開

発マスタープラン(2040 年 ASEZ マスタープラン)を策定し、2024 年 10 月に ASEZA の理事会において正式に承認された。このマスタープランでは、マネジメント戦略として、効率的な都市運営とモニタリングを実現するスマートガバナンスを明記するとともに、「スマートシティ」を重点セクターとして特定し、ASEZ の都市開発の重要な位置付けにしている。マスタープランの過程においても、ガバナンスや交通、災害対策、環境、観光、エネルギー等の面での課題及びそれらの解決に向けたスマート化の必要性が呈されている。また、ASEZA は USAID の支援を受けて、2024~2028 年 ASEZA 戦略計画を策定しており、その戦略目標の 1 つとしてスマートシティの開発が挙げられている。

ASEZ スマートシティのビジョン、戦略、取組、プロジェクトが 2040 年 ASEZ マスタープランと 2024~2028 年 ASEZA 戦略計画の両方で提案されているが、スマートシティ化の実現に向けての包括的なマスタープランや行動計画、組織体制については未だに設定されていない状況である。スマートシティの達成に向けた包括的で詳細なマスタープラン策定に加え、そのマスタープランの実施体制や実施能力の強化のためのパイロット活動の実施に係る支援について日本政府に要請があり、実施されるものである。

今回実施する詳細計画策定調査では、要請内容及びニーズの再確認、スマートシティ推進に係るヨルダンやアカバの現状、都市課題、実施体制などを確認し、本案件の実施体制や活動内容について協議し、本案件に係る合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に 把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調 整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務(2025年12月上旬~2025年12月下旬)
 - ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書、これまでの ASEZA との協議内容等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ヨルダン側関係機関(C/P機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。(ア) ASEZA (特に 2040 年マスタープランで特定された 7 分野(ガバ

ナンス、モビリティ、災害管理、環境、住居・観光、経済、エネルギー)に関連する部署)におけるデジタル化、ICT活用、データ収集・分析・公開、システム利用などの現状を確認し、課題を明確化する。

- ② プロジェクトの PDM(Project Design Matrix) 案、PO(Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 調査団内の打合せや対処方針会議等に参加する。
- ④ 日本の自治体における類似の ICT・データ利活用の事例の情報収集し、 日本国内での打合せ等に参加する。
- (2) 現地業務(2026年1月上旬~2026年1月下旬)
 - ① JICA ヨルダン事務所等との打合せに参加する。
 - ② ヨルダン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・ 手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作 成する。
 - ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・ 資料を収集し、現状を把握する。
 - (ア) 2040 年マスタープランで特定された 7 分野 (ガバナンス、モビリティ、災害管理、環境、住居・観光、経済、エネルギー)に係るデータやシステムの現状を、本案件で策定するスマートシティマスタープラン策定の観点から確認する。加えて、パイロットプロジェクト実施に向け、ヨルダン側が希望する詳細調査 (Detailed Study、実践手法検討のための詳細実施設計)の内容を精緻化する。具体的には、ASEZA 側が考える詳細調査にかかる以下の調査想定項目に関して、対象としうる機関やデータ及びシステムの範囲、提供するデータの質やアクセス権などを明確化し、必要な人月やコストを積算する。
 - A) ステークホルダーの分類や役割の明確化・可視化(ステークホルダーの特定、それぞれの役割や責任、貢献可能性の定義など)
 - B) データとシステムの一覧化・整理(各ステークホルダーが現在使用しているデータセット、プラットフォーム、ITシステムに関する情報収集・分析、データの質、アクセス性、ギャップ評価など)
 - C) 相互運用性や統合のニーズの確認 (既存システムの共通規格、

- API、ダッシュボード、共有プラットフォームを通じて統合する方法の検討、ソフトウェアとハードウェアの両面で必要な要件の定義など)
- D) プロセスやサービスの分析 (現在のサービス提供方法、ボトルネックの所在、スマートソリューションによる改善可能性の文書 化など)
- E) ツール、アプリケーション、デジタルプラットフォーム(現在使用中のツール(GIS、IoT センサー、ERP、ダッシュボードなど)の評価と新たに必要なツールやアップグレードの特定など)
- F) コストとリソースの積算(初期コスト、人員、インフラ要件の明確化など)
- G) 期待される成果物や指標(各分野における成果物とパフォーマンスのモニタリング・評価を可能にする KPI の定義など)
- (イ) 上記 7 分野におけるデータ収集・分析・発信等に係る組織体制や利活用の状況、分野横断的に互換性を確保するためのネットワーク構築やデータ連携基盤整備及び IT インフラの状況、ASEZA における IT 統括部署及び担当部署の体制やデータセキュリティ等に関するルールや規程の状況、予算確保の状況等を確認する。
- (ウ) スマートシティマスタープラン策定やパイロットプロジェクト 実施に向け、データプラットフォームをはじめとするシステムやア プリケーション等の構築・導入に係る目的を明確化し、データの対 象領域や範囲、形式などについて確認する。
- (エ) 現地の民間企業などデータプラットフォームをはじめとするシステムやアプリケーション等の構築・導入に係る現地再委託の請負が可能な組織の人員や体制、能力、実績、業務実施単価等に関する情報を収集する。
- (オ) 現地の技術系大学 (Aqaba University of Technology、Al-Hussein Bin Talal University など) の技術や研究の現状等を確認 し、連携可能性を確認する。
- (カ) 最終受益者となりうるアカバ市民、アカバへの訪問者(観光客や事業者など)に対して、アカバにおけるデータや情報提供の現状や IT 活用に係る改善策等についてヒアリングし、課題を分析する。

- (キ) データプラットフォームをはじめとするシステムやアプリケーション等の構築・導入に係る現地再委託で対応が難しい業務等について、共創や環流の観点から日本の民間企業等との連携可能性について確認する。
- (ク) スマートシティを推進し、パイロットプロジェクトの実施経験 のあるアンマン市を訪問し、ICT・データ利活用の観点から同市の取組に関する調査・分析を行う。
- ④ スマートシティ推進に係るデータプラットフォームをはじめとするシステムやアプリケーション構築に向けた対応案を提案する。
- ⑤ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ヨルダン事務所等に報告する。
- (3) 整理業務(2026年2月上旬~2026年2月中旬)
 - ① 事業事前評価表(案)作成に協力する。
 - ② PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
 - ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - (4) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(和文3部)

2026年2月20日(金)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における 経理処理ガイドライン」最新版(以下同じ)の「XI. 業務実施契約(単独型)」及 び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等 の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もって ください。

(2) その他留意事項

ョルダン国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊 先を指定することとしているため、宿泊料については、アカバ、ペトラ: 21,700 円 / 泊、その他の地域(アンマン含む): 19,000 円 / 泊として計上が可能です。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逓減は適用しません。

なお、「7. 業務の内容」に記す(2)現地業務のうち、現時点では、8割はアカバでの滞在、2割はその他の地域(アンマン含む)での滞在として見積もってください。現地業務の主たる業務はアカバになりますが、その他の地域(アンマンを含む)では、JICA ヨルダン事務所との打合せ、アンマン市との打合せ・調査・分析、現地再委託候補となりうる現地の民間企業の情報収集などが想定されています。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年1月3日(土)~1月30日(金)を予定しています。 JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始 し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業 務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 都市計画 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (JICA)
- オ) 都市計画・スマートシティ(JICA が別途契約するコンサルタント)

- カ) ICT・データ利活用(本コンサルタント)
- キ) ジェンダー主流化調査分析(JICA が別途契約するコンサルタント)
- ③ 便宜供与内容

JICA ヨルダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舎手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間 については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによ るアポイント取付が必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供:なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第三 チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。 依頼メール件名:「参考資料送付依頼」(調達管理番号)」(法人名)」 資料
 - ・本案件に関する要請書へのASEZAからの補足資料
 - ASEZAとの協議資料
- ② 本業務の先行案件である「ヨルダン国 ASEZ 都市開発マスタープラン更新プロジェクト」に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・「ヨルダン国 ASEZ 都市開発マスタープラン更新プロジェクトファイナルレポート」

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_307_12387122.html

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につ

いては、JICA ヨルダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240 308.html

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」 (http://www2. jica. go. jp/ja/odainfo/pdf/guidance. pdf)の趣旨を念頭に 業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相 談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上